

訪問リハビリ開始までの流れ

1. 訪問リハについての問い合わせ

- 担当窓口 (PT 藤田、リハビリ事務) へ電話にてお問い合わせください (代表 075-781-1131)
- 利用者様情報の確認と当院訪問リハの概要及び、空き状況をご説明します

2. 利用者様への概要説明

ケアマネージャー様より利用者様に対して概要をご説明ください。

以下の点については必ずご確認ください

- かかりつけ医療機関主治医の同意を得ることが必要です
- かかりつけ医療機関主治医の診察を月1回程度継続して頂くことが必要です
- 全ての利用者様は、訪問リハ開始前に当院リハビリ専門医の診察を受けて頂くことが必要です。また、その後も3ヶ月毎にリハビリ外来の受診が必要になります。診察は月・水・木曜日午前中の通常外来時間、もしくは第2土曜日（予約制）となります。
- ケースにもよりますが、ご利用期間は概ね3～6ヶ月で見直しさせていただきます

3. 訪問リハビリ依頼

説明後、ご利用の希望があった場合は、PT 藤田にお電話いただき、調整に入ります

- 申込書、利用者様の介護保険情報を FAX またはご郵送ください
- かかりつけ医療機関主治医を受診し、当院リハビリ専門医 富田素子 宛てに診療情報提供書の作成をお願いして頂きます
- 当院リハビリ科の受診日を利用者様とご相談し、お知らせください。
(月・水・木曜日の午前中、もしくは第2土曜日（予約制）)
また、診療情報提供書は、受診前に郵送して頂くか、当日ご持参をお願いします

4. 当院リハビリテーション科受診

- お知らせ頂いた日に当院を受診し、最終的な訪問リハ適応の有無を確認させていただきます。
- リハ適応となりましたら、当院リハビリ専門医が初回の訪問リハビリの指示書を作成します。その後は3ヶ月に1度、当院リハビリ外来を受診して頂き、訪問リハビリテーション計画書の作成・見直しを行います。

5. 初回利用日・曜日・回数・時間の調整

- 初回利用日・曜日・回数・曜日の最終的な確認・調整を行います
- 初回利用日までに居宅サービス計画書・提供票を郵送またはFAXをお願い致します

6. 訪問リハビリ開始

- 担当させて頂くリハスタッフより、前日までにご利用者様にお電話し、日時や駐車スペースの確認などをさせていただきます
- 初回訪問時には、ご自宅にて重要事項説明書等の説明をし、同意ご署名頂きましたら、訪問リハビリを当日より提供させて頂いております
- リハ開始後、可及的速やかに訪問リハビリテーション実施計画書を作成し、説明させていただきます